

議案第27号

守口市防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案

守口市防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、防災街区整備地区計画の区域内における建築物の構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、特に定めのない限り、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(適用範囲)

**第3条** この条例は、別表に掲げる防災街区整備地区計画の区域内に適用する。

(建築物の構造に関する防火上必要な制限)

**第4条** 建築物の構造は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 延べ面積が50平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの
- (2) 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する建築物でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの
- (3) 高さ2メートルを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの
- (4) 高さ2メートル以下の門又は塀

(防災街区整備地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

**第5条** 建築物が防災街区整備地区計画の区域の内外にわたる場合は、その全部について、前条の規定を適用する。ただし、当該建築物が当該区域外において令第113条で規定する防火壁で区画されている場合は、その防火壁外の部分については、前条の規定を適用しない。

(簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)

**第6条** 法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分で、同条の政令で定める基準に適合するものについては、第4条の規定は、適用しない。

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)

**第7条** 法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物について、第4条の規定を適用する場合には、同項第1号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

2 前項の規定に該当する建築物については、法第64条の規定は、適用しない。  
(既存の建築物に対する制限の緩和)

**第8条** 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

(1) 工事の着手がこの条例の施行の日以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は50平方メートルを超えないこと。

(2) 増築又は改築後における階数が2以下であること。

(3) 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

2 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、同一敷地内における移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、増築又は改築をする場合（第1項の規定による増築又は改築をする場合を除く。）を除き、第4条の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

**第9条** 市長が、公益上必要な建築物で、かつ、防災街区整備地区計画の内容として防火上の制限が定められた建築物でその位置、構造及び用途等の特殊性により防火上支障がないと認めて許可した建築物については、第4条の規定は、適用しない。

(罰則)

**第10条** 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等（型式適合認定に係る型式の建築材料若しくは建築物の部分、構造方法等の認定に係る構造方法を用いる建築物の部分若しくは建築材料又は特殊構造方法等認定に係る特殊の構造方法を用いる建築物の部分若しくは特殊の建築材料をいう。以下同じ。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合には当該建築物の工事施工者）は、500,000円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。
- (委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 別表 (第3条関係)

防災街区整備地区計画の名称	都市計画決定の告示
大日・八雲東町地区防災街区整備地区計画	平成 年守口市告示第 号
東部地区防災街区整備地区計画	平成 年守口市告示第 号